

居宅介護支援（特定事業所加算）

●事業所の独立性・中立性を高める

●実態に即し段階的に評価する仕組みに見直し

特定事業所加算 500単位／月 ⇒ 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位／月
特定事業所加算(Ⅱ) 300単位／月

※注 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。